

項番	対象条項	現行	変更後（2025年2月28日適用開始分）	変更箇所
1	第5条 第3項	ジュニアカードの会員は基本契約の「ジュニアカード・キッズカードに関する特約」第2条第2項の定めに関わらず、有効期限をもって会員資格を喪失するものとします。	ジュニアカードの会員は基本契約の「ジュニアカード・キッズカードに関する特約」第4条第2項の定めに関わらず、有効期限をもって会員資格を喪失するものとします。	・第4条に修正
2	第11条 第2項	会員等はJCBが本特約に係る取引上の判断にあたり、個人情報情報機関等の登録・利用に関し、基本契約第41条および第42条に代えて本特約第11条およびJCB会員規約第12～16条が適用されることを同意するものとします。また会員契約が不成立の場合でも、会員等が入会申込をした事実は、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、JCB会員規約の定めに基づき、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。	会員等はJCBが本特約に係る取引上の判断にあたり、個人情報情報機関等の登録・利用に関し、基本契約第41条および第42条に代えて本特約第11条およびJCB会員規約（個人情報の収集、保有、利用、預託）（個人情報情報機関の利用および登録）（個人情報の開示、訂正、削除）（個人情報の取り扱いに関する不同意）（契約不成立時および退会後の個人情報の利用）の定めが適用されることを同意するものとします。また会員契約が不成立の場合でも、会員等が入会申込をした事実は、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、JCB会員規約の定めに基づき、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。	・条番号指定でなく見出し指定に修正
3	第13条 第1項	会員は本カードを退会する場合、原則として、本カードを添え、所定の届出用紙により、JCBに届け出るものとします。	会員は本カードを退会する場合、所定の方法により、JCBに届け出るものとします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「原則として」を削除（曖昧さ回避のため）</li> <li>・「本カードを添え、」を削除</li> <li>・「届出用紙」を「方法」に修正</li> </ul>